

薬生食輸発0815第1号
平成29年8月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産キンツァイ(芹菜)のフェントエート及び中国ブロッコリー(カイラン)のトルフェンピラド並びにエチオピア産ごまの種子の2, 4-D)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成29年8月3日付け薬生食輸発0803第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、タイ産生鮮キンツァイ(芹菜)及び生鮮中国ブロッコリー(カイラン)※並びにエチオピア産生鮮ごまの種子のモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、タイ産キンツァイ(芹菜)及び中国ブロッコリー(カイラン)並びにエチオピア産ごまの種子に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方、よろしく申し上げます

※別名:チャイニーズケールと称される。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成29年8月15日	エチオピア	ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(2, 4-D)	KALEB SERVICE FARMERS HOUSE PLC
	タイ	キンツァイ(芹菜)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フェントエート)	NOBORU OZEKI
		中国ブロッコリー(カイラン)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(トルフェンピラド)	NOBORU OZEKI